

令和8年2月25日

令和8年2月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和8年2月25日（水）午後1時30分から午後3時10分
- 2 開催場所 石井町役場1階 会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
- 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第7号 非農地証明願について
- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第3号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和8年2月石井町農業委員会総会を開会いたします。

田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、10番、案内委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長をお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

はじめに、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

私のほうから指名させていただいてよろしいか。

(異議なしの声あり)

それでは、議事録署名委員は議事参与の制限の対象となる委員がおりますので13番、近久委員、3番、岩本委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第2号、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明いたします。

石井町長より、令和8年2月18日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積等促進計画の諮問を求められたものです。農地中間管理権の新規が35件、更新が0件で、計35件、80筆、92,978㎡となっております。

個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

ところで、番号21で久米委員、番号28で上田武志委員が貸借権の設定等を受ける者となっており、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の対象とな

りますので、議案審議終了まで退席願います。

(久米委員・上田武志委員退席)

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(7番 上田敏雄委員挙手)

7 番 貸借借権の設定等を受ける者において、同一の法人で代表取締役が異なるケースが見られます。
これは、どういうことでしょうか。

事務局 この法人においては、代表取締役が2名存在します。以前は〇〇氏を貸借時の代表取締役としておりましたが、公益財団法人徳島県農業開発公社と協議により今後は△△氏を貸借時の代表取締役に統一することです。

議 長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。
(8番 藤井会長職務代理挙手)

8 番 本議案について、石井町長から2月18日付けで諮問があったとのことですが、以前は、該当月の5日頃に諮問があったと記憶しております。
諮問が遅くなっているようですが、その理由について説明してください。

事務局 令和7年度までは、利用権と中間管理権において市街化調整区域内の農地であれば一連の案件として貸借を設定しておりました。

しかし、令和8年度に地域計画が策定され、農用地区域外の農地、いわゆる白地は計画外の農地とされましたので、農業委員会から公益財団法人徳島県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画作成を要請する必要性が生じております。

農地の貸借にかかる書類の提出期限は依然と同じく前月末としておりますが、貸借される全ての農地について地域計画の対象となっているか否かを調査して書類を作成する必要があるため、前年度よりも諮問日が遅くなっております。

議 長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。
それでは、議案第2号の審議が終わりましたので、久米委員、上田武志委員に着席願います。

(久米委員・上田武志委員着席)

議 長 次に、議案第3号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農用地利用集積等促進計画作成の要請について説明いたします。
このことについては、地域計画外の農地における農地中間管理権の設定にあたり、農業委員会が公益財団法人徳島県農業開発公社代表理事に対して農用地利用集積等促進計画作成の要請を行うものです。
農地中間管理権の新規4件、12筆、9,521㎡です。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は2件です。
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号17及び18については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号17について、高原字桑島及び中島の担当であります7番、上田敏雄委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

7番 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号17について説明いたします。

2月17日に藤井会長職務代理、山口委員と私の3名で申請地に出向き、譲受人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高原字桑島〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑、769㎡、中島〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、954㎡、中島〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、669㎡の3筆です。

譲渡人は申請地を相続したものの町外に居住し、将来的にも耕作が困難なことから譲渡先を探し、有償譲渡で話がまとまったことから本申請にいたったのとのことです。

譲受人は専業農家であり、妻や子とともに3名で水稻、ブロッコリーなどを〇haほど栽培しております。申請地でも同様に作物を栽培する計画です。

譲受人の農作業歴は15年で年間260日以上農業に従事することから農業従事要件を満たしていると思われまます。

自宅から申請地までの距離は約300mで耕作における問題はありません。

農業用機械は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、トラックなどを複数台所有し、全ての農地を効率的に耕作できると見込まれます。

よって、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号17について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号17は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号18について、高川原字高川原の担当であります13番、近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号18について説明いたします。

2月17日に上田武志委員、大西委員と私の3名で申請地に出向き、譲受人とともに耕作を行っている両親の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

譲渡人は県外に居住し耕作が困難なことから、隣人であった譲受人に申請地を有償で譲渡することになり、本申請にいたったとのことです。

申請地は、高川原字高川原〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑、59㎡です。

譲受人の農作業歴は10年で、トラクター、田植機、コンバイン、管理機などの農機具を所有しております。

申請地は、現在、譲受人が耕うんし管理しているとのことです。

よって、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号18について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号18は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については1件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号19については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号19について、石井東地区の担当が私でありますので、2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2番 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見、受付番号19について説明いたします。

2月17日に久米委員と私の2名で申請地に出向き、申請人立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

転用目的は駐車場及びその進入路です。申請人の子が自家用車を保有することになったことから、現在の駐車場では面積が不足するため申請地を転用し駐車スペースを確保するとのことです。

また、自宅の敷地と町道との高低差が大きく、それをつなぐ進入路の勾配が急で幅も狭いため、地震等の災害時に自宅から町道に出ることができなくなるおそれがあることから進入路部分も転用します。

申請地の地番、地目、面積等は議案書記載のとおりです。石井〇〇〇番〇を駐車場とし、〇〇〇番〇の一部は進入路とします。進入路は町道との高低差を調整するため造成して転圧、舗装を行うとのことです。

進入路部分を除く東側の残地は自作地の田です。西側の住宅との間には擁壁があります。北側は申請人の住宅です。転用部分の雨水は、南側の町道に自然放流で流れる構造としていることから農業への影響はないと思われまます。

雨水の放流については地元水利組合の同意を得ており、近隣と問題が生じた場合は申請者の責任で対処することが、申請書に明記されております。

よって許可やむをえないと考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号19の申請地は、令和8年1月に農用地区域から除外されております。第1種農地であります。概ね50m以内に5軒の住宅敷地が連たんしており、集落接続に該当します。

概要につきましては、ただいま久米委員が代読されたとおりです。

転用目的は、駐車場及び進入路です。

子の自家用車駐車場が必要であるため、自宅南西に隣接した石井〇〇〇番〇を駐車場とし、〇〇〇番〇をその進入路とします。

周囲は、南側が町道、東側は申請人の農地、西側は擁壁が境界となる宅地等、北側は申請者の宅地です。

擁壁を新設して造成し、アスファルトで舗装します。

進入路と駐車部分の高低差調整のため1.58m盛土することから、徳島県の環境対策担当課に宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可を申請するとのことです。

雨水が農地に流れないようにコンクリートで水止めを行い町道側溝に流します。

土砂の流出や雨水が問題となるおそれはないとのことです。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、近隣と問題が生じた場合は申請者が責任をもって対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

地元水利組合の意見書及び雨水排水の承諾書が提出されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(8番、藤井会長職務代理挙手)

8番 徳島県に造成、盛土に関する工事の許可を申請するとのことですが、申請の基準はどうなっているのでしょうか。

事務局 1m以上の盛土で崖を生じる場合は申請が必要となります。崖とみなされ申請が必要であるのかについては、徳島県と協議して判断しております。

議長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号19について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号19は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号20及び21については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

(5番、吉浦委員が体調不良のため一時退席)

議長 ただいま、吉浦委員一時退席されましたが、後に復帰されるとのことです。

つきましては、議事進行を変更し、先に報告事項について質疑することとしてよろしいか。

(異議なしの声あり)

それでは、事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の規定による許可申請の取下願については、1件受理しました。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、4件受理しました。

報告第3号、農用地利用集積計画の合意解約については、4件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(13番、近久委員挙手)

13番 報告第2号の内の3件は、一画地での開発案件とのことですが、案件ごとに地図が添付されておりますが、全体の開発状況がわかりにくいので説明願います。

事務局 法務局公図で届出地の利用計画について説明。

議長 ほかに、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

(吉浦委員、着席)

議長 吉浦委員が復帰されましたので、議案第6号の進行に戻ります。

報告事項は、議案書のとおりでありました。質疑等があれば審議終了後に発言願

います。

議長 それでは、受付番号20について、石井字重松の担当であります2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2番 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見、受付番号20について説明いたします。

2月17日に田幡会長と私の2名で申請地に出向き、代理人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地である重松〇〇〇番〇は、貸人が3年前に農地法第3条で所有権を取得した農地の一部を住宅用地に転用するものです。申請地は分筆されており、登記地目が田、現況地目は畑、419㎡です。

申請地は、東側が麻名用水土地改良区の水路、北側に駐車場、南側は蔬菜が植えられた現況畑、西は側溝を有する県道に接しております。

借人は、現在、アパートで生活しておりますが、今後の耕作地の管理を考えて住宅を建設することになりました。

なお、造成においては東側と南側に擁壁を設置して75cm盛土します。

雨水については、畑等に被害がないよう西側の県道側溝に流れるよう勾配をとります。生活排水も合併浄化槽を通して県道側溝に流す計画です。排水の末流は飯尾川であり、周囲への影響は無いと考えられます。

麻名用水土地改良区の意見書、土地使用貸借契約書等も添付され、住宅用地への転用に問題はないと思われれます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号20の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農家住宅です。

借人夫婦の耕作において、生活及び農作業の拠点として持家が必要であることから、祖父である貸人から使用貸借で申請地を借りて転用し、農家住宅を建設します。

このことについては、徳島県東部県土整備局の担当者と協議済みで、都市計画法適合証明書が交付されております。

周囲は、西側が県道、北側と東側は宅地、南側は貸人の農地です。

新設擁壁を設置して造成するため、土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

取水については、県道の下をとる石井町の水道管から引き込みます。

生活排水は、県道側溝に流します。この末流は飯尾川とのことです。
周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は借人が責任をもって対処することが許可申請書に明記されております。
融資証明書により、十分な資金があることを確認しております。
麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。
農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号20について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号20は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号21について、高川原字南島の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第6号、農地法第5条許可、受付番号21について説明いたします。
2月17日に近久委員と大西委員および私で委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、登記地目が田で現況は畑、198㎡、貸人は〇〇〇〇氏、借人は〇〇〇〇氏、親子間で土地使用貸借契約を結び農家の分家住宅を建設します。
申請地は北側が町道に面しており、ここを進入路とします。町道に引かれている水道管から取水します。
排水は町道側溝に流します。地元管理の水路に流れていくため、自治会長の同意書が提出されております。
申請地の東側は太陽光発電用地です。西側と南側は貸人の農地ですが、耕作への影響はないとのことです。

コンクリート擁壁を新設して造成するため、土砂の流出等のおそれはありません。

周辺農地に被害が生じた場合は、借人の責任において対処することが、申請書に記されております。

麻名用水土地改良区の意見書が提出されております。

よって、本申請の許可はやむを得ないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号21の申請地は、令和8年1月に農用地区域から除外されました。第1種農地であります。概ね50m以内に3件の住宅敷地があり、集落接続しております。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農家の分家住宅です。

借人の子の養育のため、実家近くの申請地を貸人から使用貸借で借りて転用し、農家の分家住宅を建設します。

徳島県東部県土整備局の担当と協議済みで、開発にかかる申請書の写しが提出されております。

周囲は、北側が町道、東側は太陽光発電施設用地、南側と西側は貸人の農地です。

新設擁壁を設置して造成するため、土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

取水については、町道の下をとおる石井町の水道管から引き込みます。

生活排水は、町道側溝に流します。これは国有水路から飯尾川につながるのとこのことであり、地元自治会長の排水同意書が提出されております。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は借人が責任をもって対処することが許可申請書に明記されております。

融資証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号21について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号21は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第7号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については4件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号22から25については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号22について、高川原字加茂野の担当は大西委員であります、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の対象となりますので、議案審議終了まで退席願います。

(大西委員退席)

議長 それでは、13番、近久委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

13番 議案第7号、非農地証明願、受付番号22について説明いたします。

2月17日に上田武志委員と私が申請人の親類の立会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字加茂野〇〇〇番〇、登記地目が田、507㎡と加茂野〇〇〇番〇、登記地目が田、308㎡の2筆で、現況地目は宅地です。

申請地の南側は町道、西側は農道、北側と東側が農地です。

加茂野〇〇〇番〇には、昭和57年頃に住宅が建てられました。

加茂野〇〇〇番〇については、昭和56年頃に農業用倉庫が建てられたとのことです。

その後、相続において申請地が農地であったことに気づいたことから、違法状態解消のため非農地証明書を申請したとのことです。

現在も住宅と倉庫が現存しており、農地への復元は著しく困難と思われれます。

提出された平成15年撮影の国土地理院の空中写真に2棟が写っております。

麻名用土地改良区の受益地からは除外されております。

以上のことから、非農地証明の交付は、やむを得ないと考えます。
審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号22の申請地は、令和8年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま近久委員が説明されたとおりです。

申請地には昭和56年に倉庫、昭和57年に住宅が建てられたことが固定資産税課税明細書で確認できます。

平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書に建物が写っております。

現在も住宅及び倉庫の敷地となっていることから、農地への復元は著しく困難です。

申請地は麻名用水土地改良区の受益地から除外されていたとのことで、その旨の誓約書が添付されております。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号22について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号22は、非農地証明書を交付いたします。

それでは、受付番号22の審議が終わりましたので、大西委員に着席願います。

(大西委員着席)

議 長 続きまして、受付番号23について、高川原字南島の担当であります12番、上

田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第7号、非農地証明願、受付番号23について説明いたします。

2月17日に近久委員と大西委員および私で委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字南島〇〇〇番〇、登記地目が田、400㎡と南島〇〇〇番〇、登記地目が畑、190㎡の2筆で、建設会社の倉庫敷地として利用されてきました。

申請者が申請地を相続により取得したところ、登記地目が農地であったことに気づき本申請にいたったとのことです。

昭和44年に撮影された空中写真に倉庫が写っており、その倉庫は現在も申請地に建っております。

このことから農地への復元は著しく困難と思われます。

麻名用水土地改良区の意見書によると区域内の受益地ではないとのことです。

よって、非農地証明の交付は、やむを得ないと考えます。

審議のほどよろしく願ひます。

議長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号23の申請地は、昭和46年の線引き以前から倉庫の敷地となっており、農業振興地域整備計画に定める農用区域内の土地でない旨の証明書の写しが提出されております。

農地の区分としては第2種農地に該当します。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

申請地に昭和40年頃、建設会社が倉庫を建設したとのことです。

昭和44年5月1日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書に倉庫が写っております。

この倉庫は現存しており、農地への復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区の意見書によると、申請地は改良区の区域内であるものの受益地ではないとのことです。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号23について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号23は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 続きまして、受付番号24について、高原字平島の担当であります6番、山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第7号、非農地証明願、受付番号24について説明いたします。
2月17日に藤井会長職務代理、上田敏雄委員および私の3名で委任を受けた行政書士に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、高原字平島〇〇〇番〇外2筆、登記地目が田、計658㎡で、現況は住宅の敷地となっており、申請者の所有する宅地と隣接し一体で利用されております。
ここに、昭和39年に住宅、昭和40年と平成4年に倉庫を建て、30年以上、住宅の敷地としてきたとのことです。
このことから農地への復元は著しく困難であると思われれます。
麻名用土地改良区の意見書も添付されております。
よって、農地法の適用を受けない旨の非農地証明書の交付は、やむを得ないと考えます。
審議のほどよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号24の申請地は、令和8年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。
概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。
申請地は昭和39年から宅地となりはじめ、平成4年には現在の状態になっていたとのことです。
平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書から、少なくとも20年以上前から住宅敷地となっていたことが確認できます。
現在も建物の敷地等となっていることから、農地への復元は著しく困難です。
麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙
手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号24について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いい
たします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号24は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 続きまして、受付番号25について、高原字東高原の担当であります8番、藤井
会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第7号、非農地証明願、受付番号25について説明いたします。
2月17日に山口委員、上田敏雄委員および私の3名で委任を受けた行政書士に
会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇、登記地目が田、23㎡で、現況は宅地で
す。
ここは、住宅が建つ宅地の南側に位置し、昭和36年から一体で、住宅の敷地と
してきたとのことです。
土地の売買において、敷地内の一部に田が存在することが判明したため、本証明
願を提出したとのことです。
昭和36年5月6日に撮影された空中写真と麻名用水土地改良区の意見書も添付
されております。
農地への復元は著しく困難であり、農地法の適用を受けない旨の非農地証明の交
付は、やむを得ないと考えます。
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足
説明をお願いいたします。

局 長 受付番号25の申請地は、昭和46年の線引き以前から住宅の敷地となってお

り、農業振興地域整備計画に定める農用地域内の土地でない旨の証明書の写しが提出されております。

農地の区分としては第2種農地に該当します。

概要につきましては、藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

申請地は、昭和36年時点で住宅敷地となっていたとのことであります。

昭和36年5月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書でこのことが確認できます。

現在、申請地は倉庫の敷地および庭園となっており、農地への復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区の意見書も提出されております。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号25について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号25は、非農地証明書を交付いたします。

議長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
議事進行を一部変更することとなりましたが、報告事項等について発言はございませんか。
(発言なし)

議長 それでは只今をもちまして、令和8年2月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため署名する。

石井町農業委員会会長

石井町農業委員会委員

石井町農業委員会委員